

中小企業経営強化法 兼 生産性向上特別措置法 証明書発行依頼書
--

次のとおり、下記<ご確認事項>の内容を承認の上、設備機証明書の発行を依頼します。

貴社名			
ご担当部署名			
フリガナ			
ご担当者様氏名	Ⓜ		
TEL		FAX	
証明書の種類	ご希望の証明書を☑して下さい。 <input type="checkbox"/> 中小企業経営強化法(即時償却または税額控除) <input type="checkbox"/> 生産性向上特別措置法(固定資産税軽減措置) <small style="color: red;">証明書は共通となっておりますので発行は1枚で問題ありません。 2種の申請をご希望の場合は原本をコピーして申請が可能です。</small>		
申請機種名			
申請台数	台		
設備設置年月	令和 年 月(予定)		
設備設置場所	(事業所名) (所在地) 千		
証明書送付先 <small style="color: red;">※設置場所と送付先が異なる場合、ご記入下さい。</small>	(事業所名) (所在地) 千 (受取人様 部署名・お名前)		
税務申告年月日	令和 年 月(予定)		

記

<ご確認事項>

- ① 生産性向上特別措置法「先端設備等導入計画」は、資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた企業様に適用されます。
- ② 資産台帳の項目と証明書の記載が一致するように税理士様等とご相談をお願いします。
下記の内容で証明書が発行になります。

	プリンタの場合	CF3の場合
設備の種類	機械装置	プリンタと同じ
設備の用途又は細目	印刷業又は印刷関連業用設備	お客様の設備台帳に従って記載
設備の名称	産業用デジタル印刷機	カッティングマシン

※CF2シリーズにつきましてはご相談下さい。

- ③ 1台又は1基の取得価格が160万円以上の機械及び装置であること(新品)。
(10年以内)旧モデル比生産性が年平均1%以上向上するもの。
- ④ 証明書の発行は、先端設備等導入計画の適用を保証するものではありません。
同税制の適用の可否については、税理士様等とご相談をお願いします。
- ⑤ 証明書発行には手数料、送料の実費をご負担頂きます。

—お問い合わせ/FAXは、営業担当または最寄りの営業所へお願い致します。—

東京支社 TEL:03-5420-8680 FAX:03-5420-8686
 JP デモセンター TEL:03-6371-2822 FAX:03-6371-2823
 大阪支店 TEL:06-6388-8258 FAX:06-6388-8265
 札幌営業所 TEL:011-200-5500 FAX:011-200-5510
 仙台営業所 TEL:022-352-5333 FAX:022-282-7271
 北関東営業所 TEL:028-346-2802 FAX:028-346-2803
 さいたま営業所 TEL:048-615-0110 FAX:048-615-0114
 長野営業所 TEL:0268-64-2377 FAX:0268-64-2399
 西東京営業所 TEL:042-649-3877 FAX:042-645-2111

横浜営業所 TEL:045-478-0211 FAX:045-478-0225
 名古屋営業所 TEL:052-807-7501 FAX:052-807-7502
 京都営業所 TEL:075-693-8960 FAX:075-693-8965
 金沢営業所 TEL:076-222-5380 FAX:076-222-5381
 神戸営業所 TEL:078-291-5598 FAX:078-291-5599
 広島営業所 TEL:082-873-8500 FAX:082-873-8503
 四国営業所 TEL:087-814-9901 FAX:087-814-9902
 福岡営業所 TEL:092-612-1355 FAX:092-612-1356